

保護者 様

## 高等学校遠距離通学費補助金の申請について（案内）

静岡県では、県内の県立高等学校（通信制を除く）に在籍する生徒の通学に要する経費の負担軽減を図るため、生徒の通学に要する経費を負担している者（保護者）に対し、補助金を交付する制度があります。

下記に該当し、申請を希望される方は事務室へ御相談ください。

また、申請には通学定期券の写しが必要になりますので、申請時期まで大切に保管しておいてください。

## 記

## 補助金概要

交付対象者	県内に居住し、県内の県立高等学校に通学している生徒の保護者で、生徒が利用する通学定期券購入費を月額 15,000 円以上負担している方	
交付要件	定期券購入確認	当該年度の 4/1 又は最初の登校日（1 年生：入学式の日または入学式の翌日、2・3 年生：始業式）に有効な定期券の写し ※補助金認定者は、以降も定期券の写しを全期間確認します。 交通機関等が定期券を発行していない場合に限り、回数券も補助対象となります。（自己都合により回数券を購入した場合は対象外）
	収入要件	下記のいずれかに該当する者（抜粋） ・生活保護を受けている者（生業扶助のうち高等学校等就学費が給付されていない者に限る。） ・里親若しくは保護受託者に委託され、又は児童養護施設に入所している者 ・同一世帯の者が市町村から就学援助を受けている者 ・市町民税を納付しないこととなった者 ・市町民税の均等割のみを納付している者 ・市町民税所得割額と県民税所得割との合算した額が 85,500 円未満の者
補助金の額	利用公共交通機関ごと 1 か月分の定期券購入費の合計額から、15,000 円を引いた金額に、通学延べ月数※を掛けて得た額の 1/2 以内 ※8 月分及び最終学年の 3 月分は補助対象外。 乗船実習や休学など実際に通学しない期間がある場合も補助対象外。	
（算出例）	前期 4～9 月分（8 月を除く） バス 9,000 円＋電車 15,000 円＝24,000 円 24,000 円－15,000 円×5 月÷2＝22,500 円 ※千円未満切り捨てのため 22,000 円を補助	
申請時期	7 月頃	
申請書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交付申請書</li> <li>・通学計画書</li> <li>・定期券の写し</li> <li>・保護者の収入要件の確認できるもの</li> </ul>	

担当 事務室

電話 054-628-6148